

鹿沼市週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、本市が発注する工事における職場環境の改善の取組として週休2日制工事の試行について定めるものとする。

(週休2日制工事)

第2条 週休2日制工事とは、あらかじめ本市と受注者とが週休2日制の実施について協議した工事であって、対象期間において4週の間6日以上現場閉所を行ったものをいう。

2 対象期間は、現場着手日(工事着手日[工期の始期日]から30日以内で、実際の工事のための準備工事に着手する日)から工事完成日までの期間をいう。この場合において、次に掲げる期間は、対象期間に含めないものとする。

(1) 年末年始の6日間(12月29日から1月3日までをいう。)

(2) 夏季休暇3日間(8月14日から同月16日までをいう。)

(3) 現場作業を実施せず、工場製作のみを実施している期間

(4) 工事全体を一時中止している期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、受注者の責によらず現場閉所が不可能な期間として本市が定める期間

3 現場閉所とは、工事現場及び現場事務所における作業(打合せ、書類作成その他の事務作業を含む。)を一切実施しない状態を1日継続することをいう。ただし、巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上最低限必要な作業は、実施してよいものとする。

4 週休2日制工事は、次の各号に掲げる現場閉所率(現場閉所日を対象期間で除して得た割合をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれ当該各号に定める区分に分類するものとする。この場合において、現場閉所日には、降雨、降雪その他の気象上の原因により計画外の現場閉所をした日数(当該閉所の前日までに監督員に報告した場合に限る。)を含めることができるものとする。

(1) 28.5%以上 4週8休以上

(2) 25.0%以上28.5%未満 4週7休以上

(3) 21.4%以上25.0%未満 4週6休以上

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象とする工事は、次に掲げる工事を除く全ての工事とする。

(1) 営繕工事

(2) 工期が1箇月未満の工事

(3) 本市が、緊急対応を必要とする工事又は社会的要請、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事として認めたもの

(協議)

第4条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合は、工事着手日(工期の始期日)までに週休2日制工事の実施に係る協議書(様式第1号)により、計画する現場閉所率を示した上で、本市と協議するものとする。

2 本市は、前項の規定による協議において週休2日制工事の実施を承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）までに、週休2日制工事の実施に係る承諾書（様式第2号）により受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の規定による承諾（以下「承諾」という。）を受けた場合は、当該承諾に係る協議において本市に示した現場閉所率を変更することができない。ただし、本市が受注者の責によらない変更であると認める場合は、この限りでない。

（週休2日制工事の実施）

第5条 受注者は、承諾を受けた週休2日制工事を実施しようとするときは、その現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める休日取得計画書及び実施書等（現場閉所の計画及び履行実績、現場閉所率実績の記載がある書面）を添付し、監督員に報告するものとする。

2 受注者は、前項の規定により提出した現場閉所の計画を変更しようとするときは、変更する現場閉所日までに、同項の規定により当該変更後の計画を監督員に報告するものとする。

3 受注者は、週休2日制の効果及び課題を整理するとともに、発注者が工事完了後必要に応じて実施するアンケート調査等に協力するものとする。

（履行実績の報告）

第6条 受注者は、承諾を受けた週休2日制工事の実施状況について、別に定める工事履行報告書に休日取得計画書及び実施書等を添付して、毎月、監督員に報告するものとする。

2 受注者は、前項の週休2日制工事について、工事完成日までに現場閉所の履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書により、監督員に報告するものとする。

（本市の配慮）

第7条 本市は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるよう、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないこと。

(2) 受注者から協議等の申出あった場合は、速やかに対応すること。

(3) 適切な工期の設定に努め、次に掲げる場合において工期の変更が必要なときは、書面による受注者との協議により適切な工期の変更を行うこと。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他受注者の責によらない特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

（工事成績評定）

第8条 本市は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、現場閉所の履行実績に応じ、次の表により工事成績評定の加点を行うものとする。

現場閉所率（現場閉所日数/対象期間）	
4週8休（28.5%＝8日/28日）以上	3点
4週7休（25.0%＝7日/28日）以上	2点
4週6休（21.4%＝6日/28日）以上	1点

2 前項の加点（次項において「加点」という。）は、監督員の評価項目中、創意工夫において

行うものとする。この場合において、工事成績評定における創意工夫の得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数とする。

- 3 監督員は、第6条の規定による報告において、承諾を受けた現場閉所率以上の実績が達成された場合においてのみ、加点を行うものとする。

(経費の補正)

第9条 発注者は、週休2日制工事における工事費の算出にあつては、次の表に掲げる経費の区分に対し、それぞれ現場閉所率に応じた補正係数を乗じた額を反映させた工事費の補正を行うものとする。

現場閉所率	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上4週7休未満	1.01	1.01	1.02	1.03

- 2 前項に定めるもののほか、市場単価方式における経費の補正については、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところによるものとする。
- 3 見積徴収における経費の補正を行う場合は、補正が重複して適用されないことがないように、十分に留意しなければならない。
- 4 経費補正は、承諾を受けた現場閉所率にかかわらず、第6条の規定による報告における現場閉所の実績に応じて行うものとする。
- 5 経費補正は前項の報告後において実施するものとし、工事完成までに補正して変更契約を締結する。

(補則)

第10条 週休2日制工事の試行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用する。

別表第1（第9条関係）

市場単価方式における経費補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.00	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防護網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

別表第2（第9条関係）

市場単価方式における経費補正係数（下水道工事関係）

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.03	1.05
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.04
砂基礎工	人力施工	1.00	1.01	1.02
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.00	1.01	1.01
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.00	1.01	1.02
小型マンホール工		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及 び支管取付工	1.01	1.03	1.04

週休2日制工事の実施に係る協議書

令和 年 月 日

鹿沼市長

宛

住 所
商号又は名称

代表者の氏名

印

鹿沼市週休2日制工事試行要領第4条に基づき、下記工事の週休2日制の実施について希望したく協議します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
請 負 額	¥
工 期	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
計画する現場閉所率 ※1. ～3. のいずれかを選択	1. 4週8休（週休2日） 2. 4週7休 3. 4週6休

様式第2号（第4条関係）

週休2日制工事の実施に係る承諾書

令和 年 月 日

(受注者名) 様

鹿沼市長 印

令和 年 月 日付けで協議のあった下記工事の週休2日制の実施について承諾します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
請 負 額	¥
工 期	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
承諾する現場閉所率 ※1. ~3. のいずれかを選択	1. 4週8休（週休2日） 2. 4週7休 3. 4週6休